

2 0 2 5 年 度

大学院工学研究科

学 生 便 覧
履 修 要 項

桐 蔭 横 浜 大 学

目 次

I 大学院学生便覧	1
建学の精神	2
学園訓	2
桐蔭学園沿革	3
桐蔭学園歌	4
2025年度学年暦	5
桐蔭横浜大学大学院学則（抜粋）	6
桐蔭横浜大学学位規程	17
1. 桐蔭横浜大学大学院工学研究科の概要	26
2. 専攻案内（1）修士課程 医用工学専攻	33
（2）博士後期課程 医用工学専攻	35
3. 修了までの教育・研究計画と指導について	37
4. 諸手続について	45
5. 図書館について	49
II 大学院履修要項	57
1. 修士課程 開講科目担当教員表 医用工学専攻	58
2. 履修案内	60

I 大 学 院 学 生 便 覧

《建学の精神》

1. 社会連帯を基調とした、義務を実行する自由人たれ。
2. 学問に徹し、求学の精神の持ち主たれ。
3. 道義の精神を高揚し、誇り高き人格者たれ。
4. 国を愛し、民族を愛する国民たれ。
5. 自然を愛し、平和を愛する国際人たれ。

《学園訓》

1. すべてのことに「まこと」をつくそう。
2. 最後までやり抜く「強い意志」を養おう。

桐 蔭 学 園 沿 革

桐蔭学園は、横浜市北西部を流れる鶴見川沿いの緑豊かな丘陵に、昭和39年の高等学校設立により発足しました。その後、工業高等専門学校、中学校、小学校、幼稚園を設置し、大きな発展を遂げるとともに、文武両道の学園としてその名を全国に知らしめるほどになりました。

この基盤の上に、学園の理想とする一貫教育を実現するため、昭和63年に工学部2学科からなる「桐蔭学園横浜大学」を設置、その後も平成4年に同大学院工学研究科修士課程、平成5年に同法学部、平成6年に同大学院工学研究科博士後期課程、平成9年に同大学院法学研究科修士課程を設置し、同時に大学の名称を、「桐蔭横浜大学」に変更しました。大学名称変更後も、平成11年に同大学院法学研究科博士後期課程、平成16年に同大学院法務研究科、平成17年に同医用工学部、平成20年に同スポーツ健康政策学部、平成27年に同大学院スポーツ科学研究科修士課程を設置しました。さらに、令和5年に同スポーツ科学部と同現代教養学環を設置し、現在に至ります。

桐蔭学園の沿革は、次のとおりです。

1964（昭和39）年 4月	学校法人桐蔭学園設立、桐蔭学園高等学校開設
1965（昭和40）年 4月	桐蔭学園工業高等専門学校開設
1966（昭和41）年 4月	桐蔭学園中学校開設
1967（昭和42）年 4月	桐蔭学園小学部開設
1969（昭和44）年 4月	桐蔭学園幼稚部開設
1988（昭和63）年 4月	桐蔭学園横浜大学技術開発センター開設 桐蔭学園横浜大学（工学部）開設
8月	桐蔭メモリアルホール開設
1991（平成 3）年11月	桐蔭学園工業高等専門学校廃止
1992（平成 4）年 4月	ドイツ桐蔭学園開設 桐蔭学園横浜大学大学院工学研究科修士課程開設
1993（平成 5）年 4月	桐蔭学園横浜大学法学部開設
1994（平成 6）年 4月	桐蔭学園横浜大学大学院工学研究科博士後期課程開設 桐蔭学園横浜大学情報センター開設 桐蔭人間科学工学センター開設
1997（平成 9）年 4月	桐蔭横浜大学に名称変更 桐蔭横浜大学大学院法学研究科修士課程開設
1999（平成11）年 4月	桐蔭横浜大学法学部昼夜開講制開設 桐蔭横浜大学工学部学科改組（第1次） 桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程開設 桐蔭横浜大学桐蔭生涯学習センター開設
2000（平成12）年 4月	桐蔭横浜大学先端医用工学センター開設
2001（平成13）年 4月	桐蔭学園中等教育学校開設、桐蔭横浜大学留学生別科開設
5月	桐蔭学園メモリアルアカデミウム開設
2003（平成15）年 4月	桐蔭横浜大学大学院工学研究科修士課程改組
2004（平成16）年 2月	桐蔭学園交流会館開設
4月	桐蔭横浜大学大学院法務研究科（法科大学院）開設
2005（平成17）年 4月	桐蔭横浜大学工学部学科改組（第2次） 桐蔭横浜大学大学院工学研究科博士後期課程改組 桐蔭横浜大学医用工学部開設
2008（平成20）年 4月	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部開設
2015（平成27）年 4月	桐蔭横浜大学大学院スポーツ科学研究科修士課程開設
2023（令和 5）年 4月	桐蔭横浜大学スポーツ科学部開設 桐蔭横浜大学現代教養学環開設

桐蔭学園歌

加藤楸邨 作詞
荒川よう 作曲



1. ほ の ー ぼ の ー と も え い で し く さ の
4. お ほ ー ぞ ら ー の せ つ ご の あ お さ ま

ぞ み あ ー り ふ か く ゆ た か に ー た た へ た る
こ と あ ー り さ む き き び し き ー は て し な き

も ろ く さ の ね の い と な み の い ま あ ら は れ し し る し な
よ の あ ら き み ち つ ら め き て こ の さ ゆ る も の み を ひ た

る い ま い ま あ ら は れ し し る ー し な ー る
せ こ の こ の さ ゆ る も の み を ー ひ た ー せ

※1、※2は3番の歌詞のときのみ右のように歌う。

を か り わ た る み お の づ と む か

1 ほのぼのと

萌え出でし草

のぞみあり

深くゆたかに たたへたる

もろくさの 根のいとなみの

いま あらはれし しるしなる

3 阿夫利嶺を

雁わたる見ゆ

未来あり

もとめもとめて あふれくる

もろもろの胸 いっしらず

おのづとむかふ ところあり

2 いかつちや

くろがねの森

ちからあり

枝をかはして きそひあふ

おのおのの 木の恋ひやまぬ

向きさまたぐる ものはなし

4 大空の

雪後の青さ

まことあり

さむききびしき はてしなき

世の荒き道 貫きて

この冴ゆるもの 身をひたせ

桐蔭横浜大学 2025（令和 7）年度 学年暦
（大学・大学院）

前期開始	4月 1日（火）
入学式（大学・大学院）	4月 2日（水）
新入生オリエンテーション	4月 3日（木）～ 4月 11日（金）
在学生オリエンテーション	4月 4日（金）
定期健康診断（予定）	4月 1日（火）～ 4月 5日（土）
前期履修申告期間（第1次）	4月 5日（土）～ 4月 9日（水）
履修上限を超えた授業の抽選日	4月 10日（木）
前期履修申告期間（第2次）	4月 11日（金）～ 4月 12日（土）
前期授業開始	4月 12日（土）
履修申告修正期間	4月 14日（月）～ 4月 18日（金）
休日火曜日授業開講日	5月 6日（祝・火）
前期集中授業履修申告期間	7月 1日（火）～ 7月 8日（火）
前期通常授業終了日	7月 15日（火）
前期定期試験	7月 16日（水）～ 7月 22日（火）
休日月曜日試験実施日	7月 21日（祝・月）
前期集中授業	7月 23日（水）～ 7月 31日（木） 8月 18日（月）～ 8月 30日（土）
夏期休業	7月 23日（水）～ 8月 31日（日）
9月卒業者・修了者発表	8月 30日（土）
9月卒業式・修了式（大学・大学院）	9月 5日（金）
後期オリエンテーション	9月 1日（月）
後期履修申告期間（第1次）	9月 2日（火）～ 9月 4日（木）
履修上限を超えた授業の抽選日	9月 5日（金）
後期履修申告期間（第2次）	9月 6日（土）～ 9月 8日（月）
後期授業開始	9月 8日（月）
履修申告修正期間	9月 9日（火）～ 9月 12日（金）
休日月曜日授業開講日	9月 15日（祝・月）
燦爛祭	9月 20日（土）～ 9月 21日（日）
学園創立記念日（休校日）	11月 4日（月）
休日月曜日授業開講日	11月 24日（振休・月）
後期集中授業（IALターム）履修申告期間	12月 1日（月）～ 12月 5日（金）
後期通常授業終了日	12月 16日（火）
後期定期試験	12月 17日（水）～ 12月 23日（火）
冬期休業	12月 24日（水）～ 1月 4日（日）
IALターム（入学試験日等は除く）	1月 5日（月）～ 2月 28日（土）
大学共通テストに伴う休業	1月 17日（土）～ 1月 18日（日）
春期休業	3月 1日（日）～ 3月 31日（火）
卒業者・修了者発表	3月 2日（月）
卒業式・修了式（大学・大学院）	3月 13日（金）
学年終了	3月 31日（火）

○桐蔭横浜大学大学院学則

(平成4年4月1日制定)

最終改正：令和6年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 桐蔭横浜大学大学院（以下「大学院」という。）は、桐蔭横浜大学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検及び評価の結果については、大学院以外の機関（者）による検証を行うものとする。

3 自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科及び課程)

第3条 大学院に次の研究科を設け、修士課程及び博士後期課程を置く。

法学研究科

修士課程

博士後期課程

工学研究科

修士課程

博士後期課程

スポーツ科学研究科

修士課程

2 (削除)

3 (削除)

4 (削除)

(修士課程)

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

(修士課程の教育研究上の目的)

第5条 法学研究科修士課程は、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、加えて一層高度な研究に堪えうる能力及び知見を養成するものとする。

2 工学研究科修士課程は、工学に関する専門領域の知識を身に付け、研究並びに実験を通じて新規の論理と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成するものとする。

3 スポーツ科学研究科修士課程は、学際的な学術領域としてのスポーツ科学を体系的に修得し、その成果を高度専門的職業人として、社会の発展に貢献できる人材を養成するものとする。

(博士後期課程)

第6条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(博士後期課程の教育研究上の目的)

第7条 法学研究科博士後期課程は、法律学に関する専門的な研究職及び高度な法律専門職等を志望する者を養成するものとする。

2 工学研究科博士後期課程は、工学に関する専門領域の研究並びに実験に精通しながら独自の論理と技術を構築し、専門分野とその周辺の工学分野に高度な知識を有しながら、国際的、学際的な研究活動も推進する能力を持つ研究者を養成するものとする。

(専攻)

第8条 研究科に次の専攻を置く。

法学研究科

修士課程 法律学専攻

博士後期課程 法律学専攻

工学研究科

修士課程 医用工学専攻

博士後期課程 医用工学専攻

スポーツ科学研究科

修士課程 スポーツ科学専攻

(入学定員及び収容定員)

第9条 研究科の専攻別、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	修 士 課 程		博 士 後 期 課 程		合 計
		入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	収 容 定 員
法 学 研 究 科	法 律 学 専 攻	10	20	2	6	26
工 学 研 究 科	医 用 工 学 専 攻	14	28	6	18	46
ス ポ ー ツ 科 学 研 究 科	ス ポ ツ 科 学 専 攻	10	20	—	—	20
合 計		34	68	8	24	92

(修業年限及び在学年限)

第10条 修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、優れた業績を上げた者については、修業年限を1年として、学長がこれを決定することができる。

2 修士課程には4年を超えて在学することはできない。

3 博士後期課程の修業年限は、3年とする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められる者については、修業年限を大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）として、学長がこれを決定することかできる。

4 博士後期課程には5年を超えて在学することはできない。

5 第20条及び第21条の規定により入学した者の修業年限及び在学年限については、学長がこれを決定する。

6 第22条の規定により編入学した者の修業年限は2年とする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められる者については、修業年限を1年として、学長がこれを決定することかできる。

第2章 運営組織 (略)

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から 9月20日まで
- (2) 後期 9月21日から 翌年の3月31日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に定める休日
- (3) 学園創立記念日 11月4日
- (4) 春期休業 3月1日から 4月5日まで
- (5) 夏期休業 8月1日から 9月20日まで
- (6) 冬期休業 12月21日から 翌年の1月7日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定める休業日以外に、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、転入学及び再入学等

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに許可することがある。

(入学資格)

第18条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1 修士課程

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 博士後期課程

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(出願手続)

第19条 大学院へ入学を志願する者は、入学願書に、所定の入学検定料及び書類を添えて、指定の期日までに入学手続をしなければならない。

2 入学手続に関する必要な事項は、別に定める。

(選考及び合格者の決定)

第20条 前条の入学志願者に対して、研究科ごとに試験その他の方法により選考を行う。

2 前項による選考の結果を受け、学長は合格者を決定し、通知する。

3 選考及び合格者の決定に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条により通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の学費を納入し入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、研究科委員会の意見を聴き、入学を許可する。

(編入学)

第22条 法務博士の学位を有する者で大学院法学研究科博士後期課程に編入学を志願する者があるときは、法学研究科委員会の意見を聴き、学長が博士後期課程2年次への編入学を許可することがある。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第23条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第24条 第48条の規定により大学院を退学した者又は第51条第1項第3号の規定

により除籍された者で、大学院への再入学を志願する者があるときは、研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学を出願できる研究科専攻は、原則として退学又は除籍時に所属した研究科専攻とする。

3 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学、転入学及び再入学の入学手続等)

第25条 前3条の規定により入学を志願し、許可された者の入学手続等については、第21条の規定を準用する。

(編入学等における単位の取扱い)

第26条 第22条、第23条及び第24条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い等については、学長がこれを決定する。

2 編入学等の単位の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育方法及び研究指導)

第28条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 履修方法に関する必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第29条 大学院設置基準第14条特例の実施により、大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第30条 研究科の各専攻の授業科目及び単位数は、別表第1（法学研究科授業科目及び単位数）、別表第2（工学研究科授業科目及び単位数）、別表第3（スポーツ科学研究科授業科目及び単位数）及び別に定める教職課程のとおりとする。

(教職課程)

第31条 修士課程において、教育職員免許状の取得を希望する者は、教職課程の中から、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める授業科目及び単位数を取得しなければならない。

2 教職課程に関する必要な事項は、別に定める。

(履修)

第32条 学生は、定められた授業科目の中から、各学期に履修する授業科目をあらかじめ申告しなければならない。

2 履修に関する必要な事項は、別に定める。

(修得単位)

第33条 修士課程においては、その在学期間中に所要の授業科目を30単位以上修得するほか、必要な研究指導を受けなければならない。

(単位計算の基準)

第34条 授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合はこの限りではない。

2 単位は授業科目の種類により、その計算基準を次の各号のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45時間の実験及び実習をもって1単位とする。

(4) 講義と演習、実験又は実習を併用して行う授業においては、講義を15時間、演習、実験又は実習を30時間をもって1単位とし、講義の時間を15時間で除した値と、演習、実験又は実習の時間を30時間で除した値の合計で与えられる単位数が1であることををもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示)

第35条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 成績評価基準等に関する必要な事項は、別に定める。

(単位授与及び修得認定)

第36条 修士課程においては、授業科目の履修単位は、試験又は研究報告により合格した者に単位を授与するものとする。

2 博士後期課程においては、法学研究科は研究指導、工学研究科は特別演習及び特別研究について、試験又は研究報告により合格した者に単位の授与又は修得認定するものとする。

3 前2項の認定は、学期末又は学年末に行う。

(他大学院における授業科目の履修等)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は大学院以外の教育施設等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により他大学院における授業科目を履修し、修得した単位については、学長が10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

3 単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(学位論文及び最終試験)

第38条 修士課程においては、修士論文は、所定の単位を修得してから提出するものとする。最終試験は、所定の単位を修得した者で、修士論文の審査に合格した者に対して行う。

2 博士後期課程においては、博士論文は、法学研究科は研究指導で所定の単位を修得し、工学研究科は特別演習及び特別研究で修得認定を受けてから提出するものとする。最終試験は、博士論文の審査に合格した者に対して行う。

第6章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第39条 修士課程の修了要件は、第10条の規定による修学年限以上在学し、専攻科目について必修を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の修了要件を満たした者に対して、研究科委員会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

(博士後期課程の修了要件)

第40条 博士後期課程の修了要件は、第10条の規定による修学年限以上在学し、法学研究科は単位制による授業を行い、博士後期課程を通じて学生の指導教授（主）が所属する研究分野で、研究指導を必修とし、12単位を修得したうえ、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。工学研究科は必修として開設される特別演習及び特別研究の12単位を修得し、博士後期課程を通じて指導教授（主）に必要な研究指導を受けたうえで、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 第22条の規定により編入学した者の修了要件は、第10条の規定による修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 前2項の修了要件を満たした者に対して、研究科委員会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

(学位の授与)

第41条 大学院修士課程を修了した者に対し、研究科委員会の意見を聴き、学長は、「修士（法学）」、「修士（工学）」又は「修士（スポーツ科学）」の学位を授与する。

2 大学院博士後期課程を修了した者に対し、研究科委員会の意見を聴き、学長は、「博士（法学）」又は「博士（工学）」の学位を授与する。

(論文提出による博士の学位)

第42条 前条第2項に定めるものの他、大学院の博士の課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して、審査を請求することができる。

2 大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同年以上の学力を有することを確認された者には、研究科委員会の意見を聴き、学長が博士の学位を授与す

る。

(学位規程)

第43条 学位及び学位の授与については、大学院学則の他、別に定める桐蔭横浜大学学位規程による。

第7章 休学、復学、退学、転学及び留学

(休学)

第44条 病気その他特別な理由により引続き2か月以上修学することができない者は、休学願にその理由を証明する書類を添えて提出したうえで、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学が不適当と認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、修士課程及び博士後期課程においては、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 5 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

第45条 休学期間中にその理由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学)

第46条 大学院の学生で、他の大学の大学院へ転学を志願する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

- 2 転学に関する必要な事項は、別に定める。

(留学)

第47条 大学院の学生が、外国の大学院で修学することを志願する者があるときは、学長がこれを許可することがある。

- 2 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第48条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を記載した退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 退学に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰及び除籍

(表彰)

第49条 大学院の学生として特に善行のあった者に対して、学長が表彰を行うことがある。

- 2 大学院在学中、成績、人物共に秀でた者に対して、修了時に学長が表彰を行うことがある。
- 3 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第50条 大学院の学生が、大学院の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合には、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがない者
 - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学期間は、原則として在学年数に算入しない。
- 5 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第51条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 第10条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第44条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学費及び奨学制度

(入学検定料及び学費等)

第52条 大学院に入学を志願する者は、第19条の規定により入学検定料を支払わなければならない。

2 第20条により通知を受けた者は、所定の入学金、授業料、施設設備費及び実験実習費等（以下「学費等」という。）を指定の期日までに支払わなければならない。

3 大学院の学生は、所定の学費等を指定の期日までに支払わなければならない。

4 休学中の学生並びに科目等履修生及び研究生（以下「科目等履修生等」という。）は、所定の学費等を指定の期日までに支払わなければならない。

5 入学検定料及び学費等に関する必要な事項は、別に定める。

(学費等の猶予)

第53条 経済的理由により学費の納付が困難であり、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部の徴収を猶予することがある。

2 学費等の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(奨学)

第54条 経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は各種能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法は、学費の減免及び給付とする。

3 奨学に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 外国人留学生及び科目等履修生等

(外国人留学生)

第55条 日本国籍を有さない者で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者がいるときは、大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の意見を聴き、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第56条 大学院において、特定の授業科目等の履修を志願する者がいるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目等について、試験に合格したときは所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第57条 大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の取扱い)

第58条 科目等履修生等は、大学院学則及びその他の諸規則を遵守しなければならない。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 法学研究科授業科目及び単位数

(略)

別表第2 工学研究科授業科目及び単位数

1 修士課程

専攻	研究分野	授 業 科 目	学年	単位数		備 考
				必 修	選 択	
医 用 工 学 専 攻	医 用 工 学	医用電子機器特論	1		2	
		医用材料力学特論	1		2	
		医療知識情報処理特論	1		2	
		音響計測特論	1		2	
		医療データ解析特論	1		2	
		解剖生理学特論	1		2	
		臨床医学特論	1		2	
		生体機能代行装置学特論	1		2	
		生体計測装置学特論	1		2	
		医用治療機器工学特論	1		2	
		医用機器安全管理特論	1		2	
		薬剤学特論	1		2	
		医用超音波工学特論	1		2	
	遺 伝 子 工 学	遺伝子工学特論	1		2	
		バイオインフォマティクスⅠ	1		2	
		バイオインフォマティクスⅡ	1		2	
		細胞医学特論	1		2	
		病理学特論	1		2	
		薬理学特論	1		2	
		生物化学特論	1		2	
		臨床免疫学特論	1		2	
		分子生物学特論	2		2	
		発生工学特論	1		2	
	生 体 機 能 分 子 工 学	機能分子工学特論Ⅰ	1		2	
		機能分子工学特論Ⅱ	1		2	
		生物物理化学特論	1		2	
		生物量子化学特論	1		2	
		生体電気化学特論	1		2	
		バイオエレクトロニクス特論	1		2	
		生体分子機械特論	1		2	
	分 野 共 通	技術英語特論Ⅰ	1		2	
		技術英語特論Ⅱ	1		2	
		英語プレゼンテーションⅠ	1		2	
		英語プレゼンテーションⅡ	1		2	
		医用統計学特論	1		2	
		医用物理学特論	1		2	
		基礎情報処理特論	1		2	
		信号処理特論	1		2	
		医療経営特論	1		2	
		医用工学基礎講究A	1		2	
		医用工学基礎講究B	1		2	
		医用工学基礎講究C	2		2	
		医用工学フロンティア特論A	1		2	
		医用工学フロンティア特論B	1		2	
		チーム医療特論Ⅰ	1		2	
		チーム医療特論Ⅱ	1		2	

専攻	研究分野	授 業 科 目	学年	単位数		備 考
				必 修	選 択	
医 用 工 学 専 攻	実 験・ 演 習・特 別 研 究	特別実験Ⅰ	1	1		
		特別実験Ⅱ	1	1		
		特別演習Ⅰ	1	1		
		特別演習Ⅱ	1	1		
		特別演習Ⅲ	2	1		
		特別演習Ⅳ	2	1		
		特別研究Ⅰ	2	4		
		特別研究Ⅱ	2	4		

備考：学則第3条及び第30条に該当した学生は、第1年次までに修得単位30単位以上の履修及び研究指導を受けることができる。

2. 博士後期課程

専攻	授業科目	学年	単位数	備考
			必修	
医 用 工 学 専 攻	特別演習Ⅰ	1	2	
	特別演習Ⅱ	2	2	
	特別演習Ⅲ	3	2	
	特別研究Ⅰ	1	2	
	特別研究Ⅱ	2	2	
	特別研究Ⅲ	3	2	

別表第3 スポーツ科学研究科授業科目及び単位数

(略)

○桐蔭横浜大学学位規程

(平成4年4月1日制定)

最終改正：令和6年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）学則、桐蔭横浜大学大学院（以下「本大学院」という。）学則に定めるもののほか、本学が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、学部、学環、研究科ごとに次のとおりとする。

(1) 学士の学位

法学部	学士（法学）
医用工学部	学士（工学）
スポーツ健康政策学部	学士（スポーツ健康政策学）
スポーツ科学部	学士（スポーツ科学）
現代教養学環	学士（学術）

(2) 修士の学位

法学研究科	修士（法学）
工学研究科	修士（工学）
スポーツ科学研究科	修士（スポーツ科学）

(3) 博士の学位

法学研究科	博士（法学）
工学研究科	博士（工学）

2 学位の名称を用いるときは、本学名を附記するものとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与する。

(課程博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。

2 本大学院博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、研究科が指定する授業科目を修得して、かつ、必要な研究指導を受けて退学し、退学後3年以内に学位論文を提出した者にも、前項により学位を授与する。

(論文博士の学位授与の要件)

第6条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ、本大学院博士後期課程の修了者と同等以上の学力があると確認された者に授与する。

第2章 学士の学位

(学士の学位記)

第7条 学長は、本学学則による卒業要件を満たした者に対して、学士の学位を授与する。

2 学士の学位記は、別紙様式1 学士の学位記による。

第3章 修士の学位

(修士の学位申請書)

第8条 第4条により修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査を受けようとするときは、修士論文の提出に先立ってあらかじめ学位申請書を提出しなければならない。

2 学位申請書は、修士論文提出期限の3か月前までに、指導教授又は准教授の承認を得て、学長に提出するものとする。

3 修士の学位申請書は、別に定める。

(修士の論文提出)

第9条 修士論文の審査を受けようとする者は、本学所定の様式に基づき作成された以下の各号に定める書類及びデータを学長に提出しなければならない。

(1) 修士論文

(2) 論文要旨(1,000字程度)

2 修士論文は、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

(修士の論文審査)

第10条 修士論文の審査は、研究科委員会に置く審査委員会が行う。

2 審査委員会は、研究科委員会が選出する3名以上の当該論文に関連する修士課程の授業科目担当の教授、准教授又は講師で構成し、そのうち1名を主査とする。ただし、論文の専門性に鑑み、研究科委員会が必要と認めるときは、当該研究科以外の研究者又は実務専門家を審査委員として選定することができる。

3 審査委員会は、審査が終了したとき、修士論文審査報告書を研究科委員会に提出するものとする。

4 修士論文審査報告書は、別に定める。

(修士の最終試験)

第11条 修士の学位に関する最終試験は、審査委員により修士論文を中心にこれに関連する科目について行うものとする。

2 最終試験は、口頭又は筆答試験によって行う。

3 審査委員会は、最終試験の結果を「合格」又は「不合格」のいずれかで、研究科委員会に報告するものとする。

(修士の学位授与)

第12条 研究科委員会は、前2条に基づき、学位を授与できるか否かの意見を学長に述べる。

2 前項の意見は、出席者の過半数の同意を必要とする。

3 学長は、研究科委員会の意見を聴き、修士の学位の授与を判定する。

(修士の学位記)

第13条 学長は、前条の決定に基づき、修士の学位記を授与する。

2 修士の学位記は、別記様式2 修士の学位記による。

第4章 博士の学位

(課程博士の学位申請書)

第14条 第5条第1項により博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査を受けようとするときは、博士論文の提出に先立ってあらかじめ課程博士学位申請書を提出しなければならない。

2 課程博士学位申請書は、博士論文提出期限の3か月前までに、指導教授又は准教授の承認を得て、学長に提出するものとする。

3 課程博士の学位申請書は、別に定める。

(課程博士の論文提出)

第15条 博士論文の審査を受けようとする者は、本学所定の様式に基づき作成された以下の各号に定

める書類及びデータ等を学長に提出しなければならない。

- (1) 博士論文
- (2) 論文の要旨 (2,000字程度)
- (3) 論文の概要 (和文及び欧文・300字程度)
- (4) 論文目録
- (5) 履歴書

2 博士論文は、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

(課程博士の論文審査)

第16条 博士論文の審査は、研究科委員会に置く審査委員会が行う。

2 審査委員会は、研究科委員会が選出する3名以上の当該論文に関連する博士後期課程の研究指導科目担当の教授又は准教授で構成し、そのうち1名を主査とする。ただし、論文の専門性に鑑み、研究科委員会が必要と認めるときは、当該研究科以外の研究者又は実務専門家を審査委員として選定することができる。

3 審査委員会は、審査が終了したとき、課程博士論文審査報告書を研究科委員会に提出するものとする。

4 課程博士論文審査報告書は、別に定める。

(課程博士の最終試験)

第17条 博士の学位に関する最終試験は、審査委員により博士論文を中心に行うものとする。

2 最終試験は、博士論文審査報告書の提出後2週間以内に行う。

3 最終試験は、口頭又は筆答試験によって行う。

4 審査委員会は、最終試験の結果を「合格」又は「不合格」のいずれかで、研究科委員会に報告するものとする。

(課程博士の学位授与)

第18条 研究科委員会は、前2条に基づき、学位を授与できるか否かの意見を学長に述べる。

2 前項の意見は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

3 学長は、研究科委員会の意見を聴き、博士の学位の授与を判定する。

(課程博士の学位記)

第19条 学長は、前条の決定に基づき、博士の学位記を授与する。

2 前条の決定に基づき授与する博士の学位記は、別記様式3 課程博士の学位記による。

3 博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(論文博士の学位申請)

第20条 第6条に定める博士論文の審査を受けようとする者は、本学所定の様式に基づき作成された以下の各号に定める書類及びデータ等を学長に提出しなければならない。

- (1) 博士の学位申請書
- (2) 博士論文
- (3) 論文の要旨 (2,000字程度)
- (4) 論文の概要 (和文及び欧文・300字程度)
- (5) 論文目録
- (6) 履歴書
- (7) 第28条に定める審査手数料

2 前項の申請は、随時行うことができるものとする。

(論文博士の論文受理)

第21条 前条の規定により必要書類の提出があったときは、学長は研究科長と協議のうえ、その論文

を審査すべき研究科を指定し、その研究科委員会にその審査を付託する。

(論文博士の学力確認)

第22条 前条により博士論文が受理されたときは、研究科委員会は第6条の学力の確認を行われなければならない。

2 学力の確認は、博士論文の研究分野に関連のある授業科目の担当教授又は准教授3名以上の委員により行い、うち1名が主査となる。

3 学力の確認は、原則として口頭又は筆答試験により行うものとする。ただし、学位申請書の学歴、研究業績などによって確認を行う場合には、学力の確認のための試験を省略することができる。

4 第5条第2項による博士論文の提出が、博士後期課程を退学した日から5年以内であった場合には、学力の確認のための試験を免除することができる。

5 研究科委員会は、第2項の委員の報告に基づいて学力の確認を決定する。

(論文博士の論文審査等)

第23条 学位申請者の博士論文の審査、試験及び学位授与の決定などについては、第16条から第18条を準用する。

(論文博士の学位記)

第24条 学長は、前条の判定に基づき、博士の学位記を授与する。

2 前条の判定に基づき授与する博士の学位記は、別記様式4 論文博士の学位記による。

3 博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位授与の報告)

第25条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与してから3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士の審査要旨等の公表)

第26条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(博士の論文公表)

第27条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に既に印刷公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者で、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(審査手数料)

第28条 第6条による博士論文の審査手数料は、別表のとおりとする。

2 前項にかかわらず、第5条第2項による場合で、退学後3年以内の者については、審査手数料を免除する。

3 既に納入した審査手数料は、返還しない。

第5章 修士及び博士の学位論文の保管

(修士及び博士の学位論文の保管)

第29条 修士又は博士の学位の授与を受けた者は、その同意のもと、当該学位論文又は関係する著作物を、大学図書館に納本するものとする。

2 博士の学位の授与を受けた者は、その同意のもと、当該学位論文又は関係する著作物を機関リポジトリに登録するものとする。

第6章 修士及び博士の学位の取消し

(修士及び博士の学位の取消し)

第30条 修士又は博士の学位を授与された者に、次の事実があると認められたときは、学長は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法による学位の授与を受けたとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 前項の研究科委員会の議決は、第18条第2項によって行うものとする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (論文博士の審査手数料)

第28条による論文博士の審査手数料	150,000円
-------------------	----------

別記様式1 学士の学位記

割 印					
○第 号	桐 蔭 横 浜 大 学 之 印	卒業証書・学位記 年 月 日生 本学○学部○○○○○学科 所定の課程を修めて本学を 卒業したことを認め学士（○学） の学位を授与する 年 月 日			桐蔭横浜大学 学長 印

別記様式 2 修士の学位記

割 印	
桐蔭○修第	号
	学 位 記
	氏 名
	年 月 日生
	本学大学院○学研究科○○○○○○○専攻の
	修士課程を修了したので修士（○学）の学位
	を授与する
	年 月 日
大 桐 学 蔭 之 横 印 浜	
	桐蔭横浜大学 学長
	印

別記様式 3 課程博士の学位記

割 印	桐蔭博課第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院○学研究科○○○○○○○専攻の 博士後期課程を修了したので博士（○学）の 学位を授与する 年 月 日 大 桐 学 蔭 之 横 印 浜 桐蔭横浜大学 学長 印
--	--

別記様式 4 論文博士の学位記

割 印	
桐蔭○博論第	号
学	位
氏 名	記
	年 月 日生
	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合
	格したので博士（○学）の学位を授与する
大 桐	年 月 日
学 蔭	
之 横	
印 浜	
	桐蔭横浜大学
	学長
	印

1. 桐蔭横浜大学大学院工学研究科の概要

- (1) 名 称 桐蔭横浜大学大学院 工学研究科
(2) 位 置 横浜市青葉区鉄町1614番地 桐蔭横浜大学内
(3) 大学院の目的

本大学院研究科は、21世紀の工学が社会から要請されている、人の生存や快適な生活を支援するための技術の研究開発と、この新たな分野を切り拓くことのできる人材の育成を目的としている。

- (4) 課 程 修 士 課 程 平成4年4月開設
博士後期課程 平成6年4月開設

(5) 課程の概要

- ① 標準修業年限 修 士 課 程 2 年
博士後期課程 3 年
- ② 入学定員 医用工学専攻 修 士 課 程 14 名
博士後期課程 6 名
- ③ 専攻内容 専攻案内参照
- ④ 修了要件

修士課程

修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、専攻科目について必修を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間については、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする（学位審査基準については、ディプロマポリシー参照）。

博士後期課程

博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に2年以上在学し、博士後期課程を通じて学生の指導教授（主）が所属する研究分野で開設する特別演習及び特別研究は共に選択必修とし、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする（学位審査基準については、ディプロマポリシー参照）。

- ⑤ 学 位 修 士 課 程 修士（工学）
博士後期課程 博士（工学）

⑥趣 旨

教育研究上の目的

桐蔭横浜大学大学院工学研究科は2004年、桐蔭学園創立40周年を契機として、わが国の国民をその寿命の限り健康に保ち、社会を少子高齢化による疲弊から解放する医用工学が、その教育と研究の目的とすべき学術フロンティアであるとの認識に立ちました。大学院工学研究科は本学の建学の精神に表現された目標のもとに、深い教養に根ざした「個性化力」、広い知識と経験に根ざした「実務力」、柔軟な「受容・発信・協調力」と「国際的なコミュニケーション力」を身につけ、これらを高度な専門性に統合できる「展開力」達成し、臨床や研究開発の現場で、あるいは社会のあらゆる困難な局面で問題解決に主導的な役割を果たすことのできる人材を養成します。

養成する人材像

本学は科学技術を基盤として、健康で豊かな社会を担う以下のような人材を養成します。

修士課程：工学に関する専門領域の知識を身につけ、研究並びに実験を通じて新規の理論と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する技術者・研究者を養成します。

博士後期課程：工学に関する専門領域の知識を身につけ、研究並びに実験に精通しながら独自の論理と技術を構築し、専門分野とその周辺の工学分野に高度な知識を有しながら、国際的、学際的な研究活動も推進する能力を持つ高度に専門的な技術者・研究者を養成します。

3つのポリシー

アドミッションポリシー（入学者受入の基本方針）

工学研究科は以下に掲げた力を身につけた人材を求めます。

求める人材像

修士課程：人間の身体の構造、機能さらには疾患に関する知見を踏まえたうえで工学領域からの最先端医療への貢献に関心のある人材を求めます。

博士後期課程：国際的に評価される高度な研究に自立的に取り組む意欲のある人材を求めます。

求める力（個性化力）

修士課程：理数系分野のみならず人文社会系分野にも興味を持ち、学ぶ意欲を持つ力

博士後期課程：理数系分野のみならず人文社会系分野にも深い教養を持ち、健全な倫理観に基づいて他者と社会と関わることのできる力

求める力（実務力）

修士課程：理数系分野に関する基本的概念や基礎知識を獲得し、課題解決に応用できる力

博士後期課程：理数系分野に関する基本的概念や基礎知識に基づき、専門領域の知識を自立的に吸収し、課題を解決し、あらたな課題を開拓できる力

求める力（受容・発信・協調力）

修士課程：自身とその課題を論理的に正しく表現することができ、他者に理解させることができ、他者の立場と意見を理解できる能力

博士後期課程：自身とその課題を論理的に正しく他者に理解させることができ、他者の立場と意見を理解して協調でき、かつ他者を指導できる能力。

求める力（国際的コミュニケーション力）

修士課程：自身について英語を用いて表現でき、他者と基本的なコミュニケーションができる能力

博士後期課程：英語によって基本的なコミュニケーションができ、英語を通じて自身の知識を拡大できる能力

求める力（展開力）

修士課程：論理的に思考して知識の整理、分析ができ、問題解決に応用できる能力

博士後期課程：科学技術の広がりや深さを把握することができ、専門知識を課題に対して統合できる能力

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の基本方針）

修了認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）で掲げる力を修得した人材を涵養するため、工学研究科では以下の方針及び考え方にに基づき、教育課程を編成し、実践します。

教育の実施方針

実験・実習を重視して専門知識を学ばせ、研究・開発の現場に学生を招き入れ、コミュニケーション能力、協調性・社会性を涵養しつつ、問題を解決する能力を開発します。

教育内容の基本方針

豊かな「個性化力」、確かな「実務力」、柔軟な「受容・発信・協調力」と「国際的なコミュニケーション力」を身につけ、専門的な「展開力」を涵養するため、以下のような教育内容を提供します。

専門教育

修士課程：工学全般の基礎となる数理的基礎科目の知識を、実習・演習を通じて確かなものとし、専門分野や周辺の分野の基礎知識と技能を学び、新しい課題に活用できる能力を身につけるカリキュラムを提供します。

博士後期課程：高度に専門的な課題達成に必用となる最先端の知識と技能を活用できる力を身につけるカリキュラムを提供します。

研究教育

修士課程：最先端の研究開発を遂行するプロセスを経験させ、これを国際的に発信する能力を涵養するカリキュラムを提供します。

博士後期課程：最先端の研究開発を自らが主導して遂行するプロセスを経験し、その成果を国際的に発信し、さらに新たな課題の開拓に繋げるプロセスを経験できるカリキュラムを提供します。

教養及びキャリア教育

修士課程：科学技術の基礎についての広範で豊かな教養に基づいて、与えられた課題と自身のキャリアを社会において俯瞰的に捉えることができ、自身の進路を発展的に開拓できるカリキュラムを提供します。

博士後期課程：現在の社会と科学技術の広がりを見渡すことができ、自身の専門性、キャリアを位置づけ、異分野との関わりにおいて自身の領域を拡大できる能力を涵養するカリキュラムを提供します。

ディプロマポリシー（学位授与の基本方針）

本学は、先に掲げた人材を養成するため、所定の期間在学し、以下に掲げる力を身につけ、所定の修了要件を満たした学生に学位を授与します。

修士課程

工学研究科修士課程は、工学に関する専門領域の知識を身に付け、研究並びに実験を通じて新規の理論と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる研究者・技術者を養成し、学位を授与する。

1. [知識・技能]

研究及び技術開発の基盤となる知識と経験に基づく実務力を身につけていること。

2. [思考力・判断力・表現力等の能力]

自己の見解を他者に論理的に表現でき、他者に理解させることができるとともに、他者の立場と意見を尊重でき、英語によって自己の研究課題と研究結果を正しく論理的に表現することのできる語学力を身につけていること。

3. [学びに向かう力・人間性等]

自然と人間についての深い教養と健全な倫理観に基づいて、他者と協調しつつ、社会に関わる自己の形成ができ、課題とその背景を多角的視点から俯瞰的に把握でき、高度の専門性を発揮して課題を解決する能力を身につけていること。

根拠（エビデンス）の指標

1.	知識・技能	学位論文の研究過程の指導教員の評価。 主査と副査の学位論文の専門性の評価。
2.	思考力・判断力・表現力等の能力	学内外の学会等の発表件数。 主査と副査の学位論文の審査過程での該当の評価。 修士課程の技術英語特論と英語プレゼンテーションの科目評価。
3.	学びに向かう力・人間性等	研究過程の指導教員の評価。 主査と副査の学位論文の独自性の評価。

博士課程

工学研究科博士後期課程は、工学の専門領域の研究ならびに実験に精通しながら独自の理論と技術を構築し、関連の分野に高度な知識を有し、国際的、学際的な研究活動を推進する力を持つ研究者・技術者を養成し、学位を授与する。

1. [知識・技能]

研究及び技術開発をリードし、知識を体系化して可能性を具現化する実務力を身につけること。

2. [思考力・判断力・表現力等の能力]

自己の見解を社会に対して論理的に説明でき、指導者の役割を担う力、かつ英語によって自己の研究課題と研究結果を論理的に表現でき、他者の見解を理解、受容できるとともに、他者を指導できる力を身につけること。

3. [学びに向かう力・人間性等]

自然と人間についての深い教養と健全な倫理観に基づいて、他者と協調しつつ、課題を多角的な視点から把握し、解決するとともに、未知の領域に挑戦し、新たな課題を開拓できる能力を身につけること。

根拠（エビデンス）の指標

1.	知識・技能	学位論文の研究過程の指導教員の評価。 主査と副査の学位論文の専門性の評価。 専門の著書・論文数。
2.	思考力・判断力・表現力等の能力	学内外の学会等の発表件数。 主査と副査の学位論文の審査過程での該当の評価。 国際学会等の英語での論文件数。
3.	学びに向かう力・人間性等	研究過程の指導教員の評価。 主査と副査の学位論文の独自性の評価。 国内外の国際学会の発表の件数、英語での論文件数。

論文審査基準

修士課程 論文審査基準

医用工学専攻（修士課程）の学位論文審査は、上述の工学研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、審査委員会（主査1名、副査2名以上）が、以下の項目を審査の基準とし、論文発表会において審査を行い、審査報告書を作成する。

審査基準項目

1. 学位申請者が学位審査論文に記述した内容を十分に理解していることを論文発表会において的確に示せること。

2. 学位申請者が学位審査論文を構成する内容の全部、または一部について、筆頭著者として国際的学術集会*で英語による研究発表（口頭発表あるいはポスター発表）を行った経験を有すること。
3. 審査論文の構成・内容が適切であること。
 - (1) 論文の題名は適切である。
 - (2) 研究テーマに関わる学術的背景と関連する研究の歴史、近年の学術動向が系統的に述べられている。
 - (3) 研究テーマの重要性を過不足なく説明する序論を含んでいる。
 - (4) 実験の方法の記述が過不足なく適切であり、第三者が実験を再現し、検証するために必用十分な情報が提供されている。
 - (5) 研究結果の記述において、従来の研究と比較して新たな知見が含まれている。
 - (6) 研究結果について、その学術的新規性、意義、独創性、発展可能性が十分に論説されている。

博士後期課程 論文審査基準

医用工学専攻（博士課程）の学位論文審査は、上述の工学研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、審査委員会（主査1名、副査2名以上）が、以下の項目を審査の基準とし、論文発表会において審査を行い、審査報告書を作成する。

審査基準項目

1. 学位申請者が学位審査論文に記述した内容を十分に理解していることを論文発表会において的確に示せること。
2. 学位申請者が学位審査論文を構成する内容の全部、または一部について、筆頭著者として国際的学術集会*で英語による研究発表（口頭発表あるいはポスター発表）を行った経験を有すること。
3. 審査論文の構成・内容が適切であること。
 - (1) 論文の題名は適切である。
 - (2) 研究テーマに関わる学術的背景と関連する研究の歴史、近年の学術動向が系統的に述べられている。
 - (3) 研究テーマの重要性を過不足なく説明する序論を含んでいる。
 - (4) 実験の方法の記述が過不足なく適切であり、第三者が実験を再現し、検証するために必用十分な情報が提供されている。
 - (5) 研究結果の記述において、従来の研究と比較して新たな知見が含まれている。
 - (6) 研究結果について、その学術的新規性、意義、独創性、発展可能性が十分に論説されている。
 - (7) 論文内容を英語で記述する能力を有することを証明できる。

学位申請者は学位申請書を提出する際に、学位審査論文を構成する内容の全部、または一部について、筆頭著者として以下の出版業績があることを必用とする。

A項：学位申請書書類提出に必用な論文出版業績の条件

- (1) 学位授与の日までに、権威ある学会誌に、審査付の論文一通以上が掲載または掲載決定していること。

(2) 国際学会*で筆頭著者として研究発表を行い、同時に筆頭著者である英文論文が当該学会のプロシーディング等に掲載されていること、または掲載決定されていること。

*本学で開催される「桐蔭医用工学国際シンポジウム：Toin International Symposium on Biomedical Engineering」は国際学会として該当する。

B項：博士後期課程に3年間在学し、満期退学した者で研究生となり3年以内に
上記A項を充足し学位申請書を提出した者は、課程博士として取り扱う。

論文審査員の構成

- (1) 主査を含め3名以上とする。5名が望ましい。
- (2) 主査は、本学の博士後期課程担当教員とする。
- (3) 本学の博士後期課程担当教員以外の者を審査員とする場合は、専攻会議及び工学研究科委員会において、審査員としての承認を得る。
- (4) 審査員は、当該学位授与の可否に関する議題に関して、専攻会議、および工学研究科委員会に出席して審議を行う。

(6) 奨学金制度

①本学の奨学金制度

修士課程及び博士後期課程では、学業成績等が特に優秀な者または経済的援助の必要な者には、奨学金を支給できる。

②日本学生支援機構

日本学生支援機構奨学金の貸与制度が適用される。

③そ の 他

神奈川県等地方自治体、財団及び会社等による奨学金がある。

2. 専攻案内

(1) 修士課程

現代医学は多くの最先端技術との複合領域を形成しつつ飛躍的發展を遂げている。この複合領域、とりわけ工学領域からのアプローチである医用工学の分野を開発推進する人材の組織的育成は、必ずしもわが国では十分に行われていない。本専攻は人間の身体の構造、機能さらには疾患に関する知見を踏まえた上で工学領域からの最先端医用に貢献する研究開発と、それに携わる研究者、技術者の養成を目的としている。研究の対象を計測・診断・治療という医療行為のみならず、ヘルスプロモーションの考え方に基づく予防医学や生体環境工学をも対象とし、健康管理や健全な環境の創出についての知識をもつ専門家の育成を目指す。全体は以下の3つの研究分野から構成されている。

医用工学

この研究分野では、電子計測、機械計測、音響計測などの計測工学を基盤として、各種医用画像機器を用いた診断システムや材料工学を基盤とした医用材料および医用センサに関する研究、さらに、リハビリテーション技術をはじめとする福祉工学の研究を行う。また、既に医療関係の国家資格を有する社会人も積極的に受け入れ、有資格者による医療現場での患者や医師のニーズに即した研究開発も展開していく。

遺伝子工学

遺伝子工学の分野では、遺伝子の個性が環境との相互作用において、どのようにして個体の疾患感受性を決めるのかに関する基礎研究、特にその解明のための複合工学的的方法による技術開発を行う。また、疾患モデル動物研究、遺伝子疾患治療を目指すタンパク質工学研究を通じて、遺伝学、組換えDNA技術、ゲノム情報科学、生体物質工学、プロテオミクス技術など、幅広い教養を身につけ、学際的領域で活躍できる人材の育成を図る。

生体機能分子工学

生体機能分子工学の分野では、生体内の分子器官に範をとり、分子集合体や超分子系における分子間相互作用に基づく新しい機能発現の研究に取り組み、ナノテクノロジーを用いた生体材料を含める複合材料の創製を行う。さらに、環境保全・環境浄化の観点から、有害物を排出しない「ゼロエミッション技術」に立脚した応用化学分野の研究を進めるとともに、センサ、情報処理、エネルギー変換など実用展開に向けた技術構築を行う。

医用工学専攻担当教員の研究内容と講義科目

担 当 教 員	研 究 内 容	担 当 講 義 科 目
(医用工学)		
教 授 博(工) 杉本 恒美	音波・超音波を用いたアコースティックイメージング、生体計測	基礎情報処理 信号処理特論 音響計測特論
教 授 博(医)・博(工) 佐藤 敏夫	医用計測工学、医療機器工学	生体機能代行装置学特論 生体計測装置学特論

教 授 工博	徳岡 由一	バイオインターフェイス、トランスラクトリハーフोटメディカル	医用治療機器工学特論 医用機器安全管理特論
准教授 博(医)	南 順子	人体病理学、実験病理学、医療管理学	医療データ解析特論
准教授 博(医)	清水 智美	臨床生理学、スポーツ・健康科学	臨床医学特論
准教授 博(工)	山内 忍	臨床工学、生体機能代行措置学	医用統計学特論
准教授 博(薬)	澤口 能一	薬剤学、免疫学、医用工学	薬剤学特論 医用超音波工学特論
准教授 博(工)	大沼 健太郎	医用電子工学、医用システム、人工臓器	解剖生理学特論
(遺伝子工学)			
教 授 理博	小寺 洋	生化学、生体物質	分子生物学特論 医用工学基礎講究B
教 授 博(理)	吉田 薫	生殖生物学、生化学、細胞生物学	技術英語特論Ⅰ 発生工学特論 バイオインフォマティクスⅠ・Ⅱ
准教授 博(医)	大辻 希樹	分子病理学	病理学特論
准教授 博(工)	蓮沼 裕也	臨床微生物学、感染症学、細菌学、感染制御学	遺伝子工学特論
(生体機能分子工学)			
特任教授 工博	宮坂 力	バイオエレクトロニクス、光電気化学	生体電気化学特論
教 授 理博	佐野 元昭	植物計測学、音響工学、画像処理工学	生物物理化学特論 医用物理学特論
教 授 博(工)	森下 武志	医用システム学	生体分子機械特論
教 授 博(理)	池上 和志	生体電気化学、光電気化学	技術英語特論Ⅱ バイオエレクトロニクス特論 生物量子化学特論
准教授 博(理)	太田 英輔	有機化学、色素化学	機能分子工学特論Ⅰ・Ⅱ 医用工学基礎講究A

（２）博士後期課程

医用工学専攻

現代医学は多くの最先端技術との複合領域を形成しつつ飛躍的發展を遂げている。この複合領域、とりわけ工学領域からのアプローチである医用工学の分野を開発推進する人材の組織的育成は、必ずしもわが国では十分に行われていない。本専攻は人間の身体の構造、機能さらには疾患に関する知見を踏まえた上で工学領域からの最先端医用に貢献する研究開発と、それに携わる研究者、技術者の養成を目的としている。

本専攻の研究分野は、「医用工学」、「遺伝子工学」、「生体機能分子工学」、「電子情報工学」、「ロボット工学」の５つの研究分野から構成されている。

医用工学

「医用工学分野」では電子計測、機械計測、音響計測、放射線計測、などの計測工学を基盤として、各種医用画像機器の研究およびこれらを用いた診断システムや材料工学を基盤とした医用材料および医用センサに関する研究、疾病の治療に使用される機器および薬品、さらに、リハビリテーション技術をはじめとする福祉工学の研究を行う。また、既に医療関係の国家資格を有する社会人も積極的に受入れ、有資格者による医療現場での患者や医師のニーズに即した研究開発も展開していく。

遺伝子工学

「遺伝子工学分野」では、遺伝子の個性が環境との相互作用において、どのようにして個体の疾患感受性を決めるのかに関する基礎研究、特にその解明のための複合工学的的方法による技術開発を行う。また、疾患モデル動物研究、遺伝子疾患治療を目指すタンパク質工学研究を通じて、遺伝学、組換えDNA技術、ゲノム情報科学、生体物質工学、プロテオミクス技術など、幅広い教養を身につけ、学際的領域で活躍できる人材の育成を図る。

生体機能分子工学

「生体機能分子工学分野」では、生体内の分子器官に範をとり、分子集合体や超分子系における分子間相互作用に基づく新しい機能発現の研究に取り組み、さらに、環境保全・環境浄化の観点から、有害物を排出しない「ゼロエミッション技術」に立脚し、センサ、情報処理、光エネルギー変換など高次のインテリジェント機能へ向けた研究を展開する。

電子情報工学

「電子情報工学分野」では、情報処理工学、画像工学、半導体工学、電子デバイス工学、超音波工学に基づいて、医療機器の発展、ならびに、様々な社会問題の解決に資する研究を展開する。画像処理ならびに信号処理に基づく生体情報分野や構造物の劣化解析の研究を進めている。

ロボット工学

「ロボット工学分野」では、介護ロボットの開発、移動ロボットのための全方位超音波センサの開発、非線形バネを用いた剛性可変機構の研究、衣服の保温性に関する研究、生体分子モータの機械工学的研究を展開する。

医用工学専攻の教員組織および教育課程

研究分野	研究指導科目	担当教員	必修選択の別	研究指導年次
				1～3年次
医 用	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	教 授 博士(工学)(医学) 佐藤敏夫	必修	博士後期課程は、必修として開設される特別演習及び特別研究の12単位を習得し、博士後期課程を通じて学生の指導教授（主）が所属する研究分野で必要な研究指導を受けたうえで、博士論文の審査および最終試験に合格すること。
		教 授 工学博士 徳岡由一		
		准教授 博士(医学) 南 順子		
		准教授 博士(医学) 清水智美		
		准教授 博士(工学) 山内 忍		
		准教授 博士(薬学) 澤口能一		
		准教授 博士(工学) 大沼健太郎		
遺 伝 子	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	教 授 理学博士 小寺 洋		
		教 授 博士(理学) 吉田 薫		
		准教授 博士(医学) 大辻希樹		
		准教授 博士(工学) 蓮沼裕也		
生 体 機 能	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	特任教授 工学博士 宮坂 力		
		教 授 博士(理学) 池上和志		
		准教授 博士(理学) 太田英輔		
電 子 情 報	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	教 授 博士(工学) 杉本恒美		
		教 授 理学博士 佐野元昭		
ロ ボ ット	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	教 授 博士(工学) 森下武志		

3. 修了までの教育・研究計画と指導について

工学研究科の学生（修士課程・博士後期課程）の教育および研究指導の充実を図るため、「教育・研究計画書」を作成し、以下のように指導等を行う。

指導教員は、各学年次開始当初に学生と面談を行い、当該年度1年間の教育・研究予定等について指導を行うものとする。その際、学生に「教育・研究計画書」（修士：様式 1-1；博士：様式 1-2）を提出させ、指導を行なって、記録に留める。

学年ごとに様式 2 の「研究指導計画書」は、学生に提出させ、面談を行って提出された計画に対して指導内容を明記する。この記録は学務保管となる。

終了までの研究指導等の流れ

1) 修士課程

学年	時期	研究内容、指導計画、指導方法等
1 年次	4 月～6 月	・指導教員（所属研究室）の決定 ・研究指導計画書の作成・提出（様式 1-1 と様式 2） ・研究開始：研究テーマと関連の文献調査、実験等の開始研究室の 세미나や個別面談等により指導 ・前期科目の履修：所属する研究室や研究分野の関連の科目を優先して、指導教員の指示下で履修を行う
	7 月～9 月	・研究：文献調査、実験、桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表準備 ・研究室の 세미나や個別面談等により指導 ・前期総括：研究計画到達度確認・見直し、後期の研究計画書の作成
	9 月～12 月	・後期科目の履修：所属する研究室や研究分野の関連の科目を優先して、指導教員の指示下で履修を行う ・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等 ・研究室の 세미나や個別面談等により指導 ・桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表（ポスターか口頭発表）
	1 月～3 月	・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等 ・研究室の 세미나や個別面談等により指導 ・研究：1 年間の計画の到達度確認、次年度の計画の検討
2 年次	4 月～6 月	・研究指導計画書の作成・提出（様式 1-1 と様式 2） ・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等 ・研究室の 세미나や個別面談等により指導 ・前期科目の履修：所属する研究室や研究分野の関連の科目を優先して、指導教員の指示下で履修を行う
	7 月～9 月	・研究：文献調査、実験、桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表準備 ・研究室の 세미나や個別面談等により指導 ・前期総括：研究計画到達度確認・見直し、後期の研究計画書の作成 ・予備審査の準備
	9 月～12 月	・後期科目の履修：所属する研究室や研究分野の関連の科目を優先して、指導教員の指示下で履修を行う ・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等 ・研究室の 세미나や個別面談等により指導 ・桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表（ポスターか口頭発表） ・副査の決定

		・予備審査 ・学位申請
	1月～3月	・修論：作成開始 ・論文発表会（論文審査、最終試験） ・論文提出 ・学位授与

2) 博士後期課程

学年	時期	研究内容、指導計画、指導方法等
1 年次	4月～6月	・指導教員（所属研究室）の決定 ・研究テーマ決定と研究指導計画書の作成・提出（様式 1-2 と様式 2） ・研究開始：研究テーマと関連の文献調査、実験等の開始研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・前期科目履修：指導教員の指示下で履修を行う
	7月～9月	・研究：文献調査、実験、桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表準備 ・研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・前期総括：研究計画到達度確認・見直し、後期の研究計画書の作成
	9月～12月	・後期科目の履修：指導教員の指示下で履修を行う ・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等 ・研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表（ポスターか口頭発表）
	1月～3月	・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等 ・研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・研究：1年間の計画の到達度確認、次年度の計画の検討
2 年次	4月～6月	・研究指導計画書の作成提出（様式 1-2 と様式 2） ・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・前期科目の履修：指導教員の指示下で履修を行う
	7月～9月	・研究：文献調査、実験、桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表準備 ・研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・前期総括：研究計画到達度確認・見直し、後期の研究計画書の作成
	9月～12月	・後期科目の履修：指導教員の指示下で履修を行う ・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等 ・研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表（ポスターか口頭発表）
	1月～3月	・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等 ・研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・研究：1年間の計画の到達度確認、次年度の計画の検討
3 年次	4月～6月	・研究指導計画書の作成提出（様式 1-2 と様式 2） ・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等 ・研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・前期科目の履修：指導教員の指示下で履修を行う
	7月～9月	・研究：文献調査、実験、桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表準備 ・研究室のセミナーや個別面談等により指導 ・前期総括：研究計画到達度確認・見直し、後期の研究計画書の作成 ・予備審査の準備
	9月～12月	・後期科目の履修：指導教員の指示下で履修を行う ・研究：文献調査、実験、学会発表・論文投稿準備等

		・研究室の 세미나 や個別面談等により指導 ・桐蔭医用工学国際シンポジウムの発表（ポスターか口頭発表） ・副査の決定 ・予備審査 ・学位申請
	1 月～3 月	・学位論文：作成開始 ・論文発表会（論文審査、最終試験） ・論文提出 ・学位授与

(様式 1-1)

工学研究科教育・研究計画書： 年度

課程区分	修士 課程	専攻名	専攻	学籍番号 学生氏名	()
指導教員	(主) 印			入学資格	()
	(副)			(副)	
	(副)			(副)	
研究題目					
年度ごとの研究・科目履修等の計画					
実施日 年 月 日 ☐ 1 年目 ☐ 2 年目					

(1) 指導教員はこの様式を用いて、学生へ毎年次はじめに1年間の研究指導計画を明示して下さい。

(2) 入学資格：

大学院の入学資格（学則の第4章に基づく資格の番号(1)～(9)を記入すること）

(3)作成後は指導の記録として各教員において保管して下さい（終了後5年間）。

(入学資格)

第18条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1 修士課程

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学に3年以上在学し、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(様式 1-2)

工学研究科教育・研究計画書： 年度

課程区分	博士後期課程	専攻名	専攻	学籍番号 学生氏名	()
指導教員	(主) 印			入学資格	()
	(副)			(副)	
	(副)			(副)	
研究題目					

年度ごとの研究・科目履修等の計画

☐ 1 年目 ☐ 2 年目 ☐ 3 年目

実施日 年 月 日

- (1) 指導教員はこの様式を用いて、学生へ毎年次はじめに1年間の研究指導計画を明示して下さい。
- (2) 入学資格：
大学院の入学資格（学則の第4章に基づく資格の番号(1)～(6)を記入すること）
- (3) 作成後は指導の記録として各教員において保管して下さい（終了後5年間）。

入学資格の記述に関する大学院学則（該当部分の一部の抜粋）

第4章 入学、転入学及再入学等

(入学資格)

第18条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

2 博士後期課程

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(様式2)

令和 年度 工学研究科研究指導計画書

工学研究科 医用工学専攻	☐ 修士課程 (年次) ☐ 博士後期課程 (年次)	
学籍番号：	氏名（ふりがな）：	
研究題目：		
研究計画：		
研究指導計画（研究指導教員記入）：		
指導教員： ㊟	職位： ☐ 教授 ☐ 准教授	学務係受付
特 記 事 項		

年 月 日

在学期間延長許可願

桐蔭横浜大学長 殿

〇〇研究科 博士後期課程

専攻

学籍番号

氏 名

印

私は、この度下記理由により在学期間を 年 月 日から 年 月 日
まで延長したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

在学期間延長理由 (学生記入)

指導教員氏名

印

事務取扱欄

学務係受付印	研究科委員会 可 ・ 否 年 月 日	研究科長	備 考
--------	--------------------------	------	-----

4. 諸手続について

(1) 学籍上の異動に関する手続について

休学、復学、退学等、学生としての身分に関する異動については、それぞれ事由を付して学長に願い出て、その許可を得なければ認められません。学生生活上最も重要な事項ですので、願い出をする際は事前に指導教員および学務係に相談してください。

① 休学願

病気その他特別な理由により、引き続き2ヶ月以上修学することが困難な場合は、休学することができます。休学期間は原則として6ヶ月以上1年以内とし、その期間は在学年数に算入されません。

休学しなければならない事態に至った場合は、指導教員と相談の上、休学願を提出してください。休学願には、保証人連署の上、その理由を証明する書類を添付する必要があります。

なお、休学期間中の授業料等については学則第44条に従い、次の通りとなります。

休学期間	休学願提出期限	学費明細	学費免除額
前 期	1月1日（※前年度）～5月31日	在 籍 料	5万円
		施設設備費	全額免除
		実験実習費	全額免除
	6月1日～9月20日	授 業 料	免除なし
		施設設備費	免除なし
		実験実習費	免除なし
後 期	8月1日～11月30日	在 籍 料	5万円
		施設設備費	全額免除
		実験実習費	全額免除
	12月1日～3月31日	授 業 料	免除なし
		施設設備費	免除なし
		実験実習費	免除なし

※休学の項および学則第44条参照

※特別な理由がある場合は、審査によって納入額を軽減することがあります。

※休学願の提出期日は、学務係での受理をもって判断いたします。

※休学期間は半期ごとで区切られており、1年間休学したい場合も半期ごとに申請しなければなりません。

② 復学願

休学期間が経過し、事情が好転した場合には、復学願に保証人連署の上、（休学事由が病気の場合は、修学に差し支えない旨の診断書を添えて）学務係まで提出してください。

種 類	用 途	提出期限	提出先
復学願	復学を希望する場合 （復学の項および学則第45条参照）	復学を希望する日の10日前	学務係

③ 退学願

特別な事情等により修学できなくなり、退学しようとするときは、指導教員と相談の上、退学願を学務係まで提出してください。退学願には、保証人連署の上、学生証を添えてください。

種 類	用 途	提出期限	提出先
退学願	退学を希望する場合 (退学の項および学則第48条参照)	退学を希望する日の10日前	学務係

(2) 証明書について

各種証明書の取扱窓口、手数料等は次のとおりです。手数料は証明書自動発行機で納め、出力される申請書を各取扱窓口に提出してください。証明書の種類によっては、交付までに日数を要するものがありますので余裕を持って申し込んでください。特に年末年始や長期休暇前は混雑しますので、早めに申し込んでください。

証明書自動発行機 稼働時間

平 日 午前9時～午後5時

土曜日・日曜日・祝日・その他休校日の取扱はしません。

変更などが発生した場合は掲示や学内情報ホームページで連絡します。

証明書の種類	用 途	取扱窓口	手 数 料	交 付 日
在学証明書	就職・進学等	学務係	1通につき 200 円	受 付 の 翌日以降
成績証明書				
単位修得証明書				
修了証明書				
修了見込証明書				
教育職員免許状 取得見込証明書				
学生証 (再交付)	学生証の紛失、 汚損・破損等	学生係	1,000 円	証明書自動発行機で即時
健康診断書	就職・進学等		200 円	
学生割引証 ※1	帰省、旅行、学会、クラブ活動等		不 要	
通学証明書 ※2	通学定期券の購入		不 要	受付当日

※1 学校学生生徒旅客運賃割引証 (学割証)

学校学生生徒旅客運賃割引証 (以下「学割証」という。) は、J R 路線の片道 101 km 以上の区間を乗車船するときに利用できるもので、運賃 (普通乗車 (乗船) 券) が 2 割引になります。発行は一度に 4 枚、年間 10 枚までで、有効期間は発行日から 3 ヶ月以内です。なお、学割証が利用できるのは、次の場合に限ります。

- ①大学休暇中の帰省または旅行
- ②実験・実習等の正課の教育活動
- ③大学で認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課以外の教育活動
- ④就職または進学のための受験等
- ⑤大学が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- ⑥病気治療その他修学上支障となる問題の処理等
- ⑦その他、大学が適当と認めた場合

なお、学割証の他人への譲渡は禁止されています。万一、学割証の不正使用が見つかった場合は、以後の学割証の発行が停止され、そのうえ通常運賃の3倍の追徴金を課せられることとなりますので、十分注意してください。また、期限切れの学割証は利用できませんので、利用の際は有効期限に注意してください。

※2 通学証明書

①JRおよび私鉄の通学定期券

購入の際には、通学証明書が必要です。学生係備え付けの「通学証明書」に必要事項を記入の上、学生係で証明印を受け、定期券売場にて学生証を添えて購入してください。学生証裏面のシールには、定期券を購入する前に必要事項（学籍番号、氏名、現住所、通学区間）を必ず記入しておいてください。なお、購入できる乗車区間は、現住所の最寄駅と大学の最寄駅との最短距離となります。アルバイト等の関係で廻り道をするような区間の購入はできません。また、学生証裏面の「通学定期乗車券発行控」の欄が一杯になったら、学生係まで申し出てください。

②バスの通学定期券

購入の際には、通学証明書が必要です。学生係備え付けの「通学証明書」に必要事項を記入の上、学生係で証明印を受け、定期券売場にて学生証を添えて購入してください。

(3)その他の手続・届出等

その他、手続き・届出等が必要なものは、次のとおりです。

種	類	用 途	提 出 期 限	提出先
身 上 関 係 等	住所 変更届	学生本人または保証人 の住所を変更した場合	桐蔭ユニバーサルパスポート（学内 ポータルサイト）で学籍情報変更手 続きを行ってください。不明な点は 学務係までお問合せください。	学務係
	保証人 変更届	保証人を変更した場合		
	改姓名届	氏名を変更した場合		
課 外 活 動 関 係 ・ そ の 他	校舎内時 間外使用 申請 (許可) 書	研究・クラブ活動等で夜間、 本学施設を使用する場合	使用を希望する日の窓口対応時間迄 に学生係備え付けの「校舎内時間外 使用申請（許可）書」を記入後提出	総務係
	施設使用 許可願	クラブ活動等で、本学施設を 使用する場合	使用を希望する日の前日までに学生 係備え付けの「施設使用許可願」を 記入後提出	部活動 支援課
	学外活動 許可願	学外でクラブ活動等を行う場 合	活動する日の1週間前までに学生係 備え付けの「学外活動許可願」を記 入後提出	
	学外活動 報告書	学外で行ったクラブ活動等の 報告	活動後1週間以内に学生係備え付け の「学外活動報告書」を記入後提出	
	自転車・ バイク 通学 申請書	自転車またはバイクで通学す る場合	自動車・バイク通学を始める前に 「自動車・バイク通学」記入後提出	学生係
	被害届	学内で盗難等の被害に遭った 場合	被害発生後、速やかに連絡	
	学生保険 に関する 書類	学生保険の対象となる事故が 発生した場合	事故発生後、速やかに連絡	
	教室 使用届	研究・クラブ活動等で教室を 使用する場合	使用を希望する日の前日（休日の場 合は2日前）までに桐蔭ユニバーサ ルパスポート（学内ポータルサイ ト）から「教室使用届」を出力し、 必要事項を記入後提出	

◎事務窓口受付時間

本学の事務窓口の受付時間は、次のとおりです。なお、土曜日・日曜日、祝祭日、休校日の受付は
行いません。

・ 平 日 9:00 ～ 17:00

図書館について

大学図書館は、法学・医用工学・スポーツ科学系の専門書を中心に所蔵約19万冊、413席の閲覧席を備える学園の中央図書館です。壁面のガラススタイルから常に柔らかな光が降りそそぎ、周囲の樹々の緑を眺めつつ、落ち着いて読書を楽しみ、勉学に励むことができます。積極的にご利用ください。

■大学図書館について（図書館HP：<https://ufinity.toin.ac.jp>）



1. 開館時間

開館時間	月～土曜日 9：00～20：00 ※日曜・祝日は休館です。	大学授業日にあたる祝日は 20：00まで特別開館を実施
サービス 受付時間	月～土曜日 9：00～19：00	資料の館外貸出、文献複写等※

※プリペイド式コピーカード利用時は、19時以降も複写、PC印刷が可能

2. 図書館の場所・入館方法

- (1) I号館隣の建物が大学図書館です。
I号館に面した赤い手すりの階段を上がって下さい。
階段を上がった2階奥が図書館の入口です。
- (2) 図書館入口の入館ゲート右側のスリットに学生証を通して入館してください。
- (3) 学生証を忘れたときは、入口ゲート脇のチャイムを鳴らして係員にお知らせください。学生証の貸借、他人の学生証による不正利用は絶対にやめてください。



3. 図書の貸出し

- (1) 図書（書籍・資料を含む）の貸出冊数、期間は以下の通りです。

対 象 者	貸出冊数	貸出期間	貸出しの延長(更新)
大学院生	20冊まで	4週間	1回(4週間)

- (2) 図書を借りる際は、学生証を持参し、2階カウンターにお持ちください。
- (3) 5冊以上借りたい場合、また、期限内に返却できない場合など、カウンターにて遠慮なくご相談ください。
貸出冊数の増加、期間延長等の特別対応が可能です。
- (4) 利用したい図書が貸出中の場合はカウンターにて予約ができます。図書が返却され次第、学生用Gmailにてご連絡します。また、オンラインサービス(個人認証機能)により、図書館ホームページからも予約・更新の申込みができます。
- (5) 貸出図書を延滞している場合には、新たな貸出しはできません。
- (6) 図書館ホームページ専用フォームから館外貸出無料郵送サービスの申込みができます。
貸出冊数・期間：1人2冊・4週間(カウンターでの貸出冊数とは別にカウント)

4. 雑誌の貸出し

- (1) 文芸誌、評論誌等の一般雑誌については、最新号を除き、3冊まで1週間の貸出しができます。
- (2) 学術雑誌、研究紀要については、汚・破損及び紛失防止のため、原則として貸出しはしていません。

5. 図書の返却

- (1) 返却期限内に必ず返却してください。返却手続きをせず、書架に直接戻しても返却したことにはなりません。
- (2) 借用中の図書は本人が責任をもって管理してください。紛失や延滞の原因になりますので、又貸しは絶対にしないでください。
- (3) 図書を紛失、破損、汚損したときは、すみやかに申告してください。原則として、同じ図書により弁償していただきます。

■文献複写、印刷について

- (1) 「複写申込書」に記入のうえ、係員の了解のもとで、コピー室(2階、カウンター隣)の複写機を使用してください。

利用時間	[プリペイド] いつでも利用可 [現金払い] 9:00～19:00 (月～土)
料 金	1枚10円 (200円25度数、500円70度数、1,000円150度数のお得なプリペイドカードあり)。

- (2) 著作権法第31条(図書館等における複製)の規定により、図書館にて複写物を提供できるのは下記の範囲内のみです。

- [複写目的]: 利用者の調査研究のためであること
- [複写対象]: 図書館の所蔵資料に限ること
- [複写部数]: 一人につき一部のみ
- [複写範囲]: 著作物の一部分(半分以下)のみ (全体のコピーは不可)

※ただし、定期刊行物に掲載された論文については、最新号を除き、
個々の論文全体を複製することができます。

■オンライン・サービス(個人認証機能)について

- (1) 図書館ホームページより個人認証機能を利用することができます。これは、図書館をより便利に使うためのパーソナルサービスで、大学院生は以下の機能を利用できます。

- 貸出更新(貸出期間の延長)
- 予約依頼(大学図書館の貸出中の蔵書が対象)
- 学生用図書購入申込み
- 新着通知メール(新着図書・雑誌の通知)
- ブックマーク(検索結果の保存)

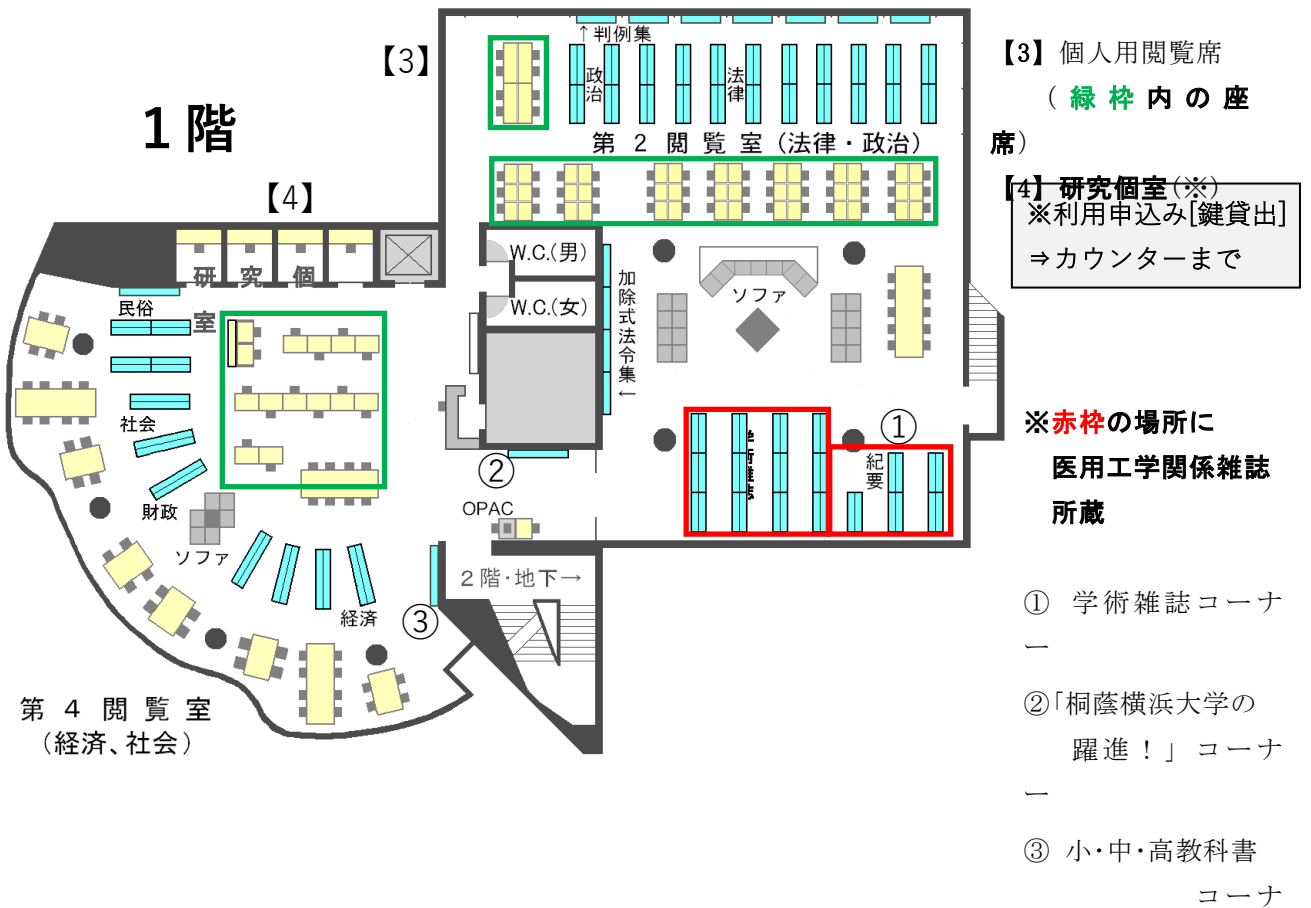
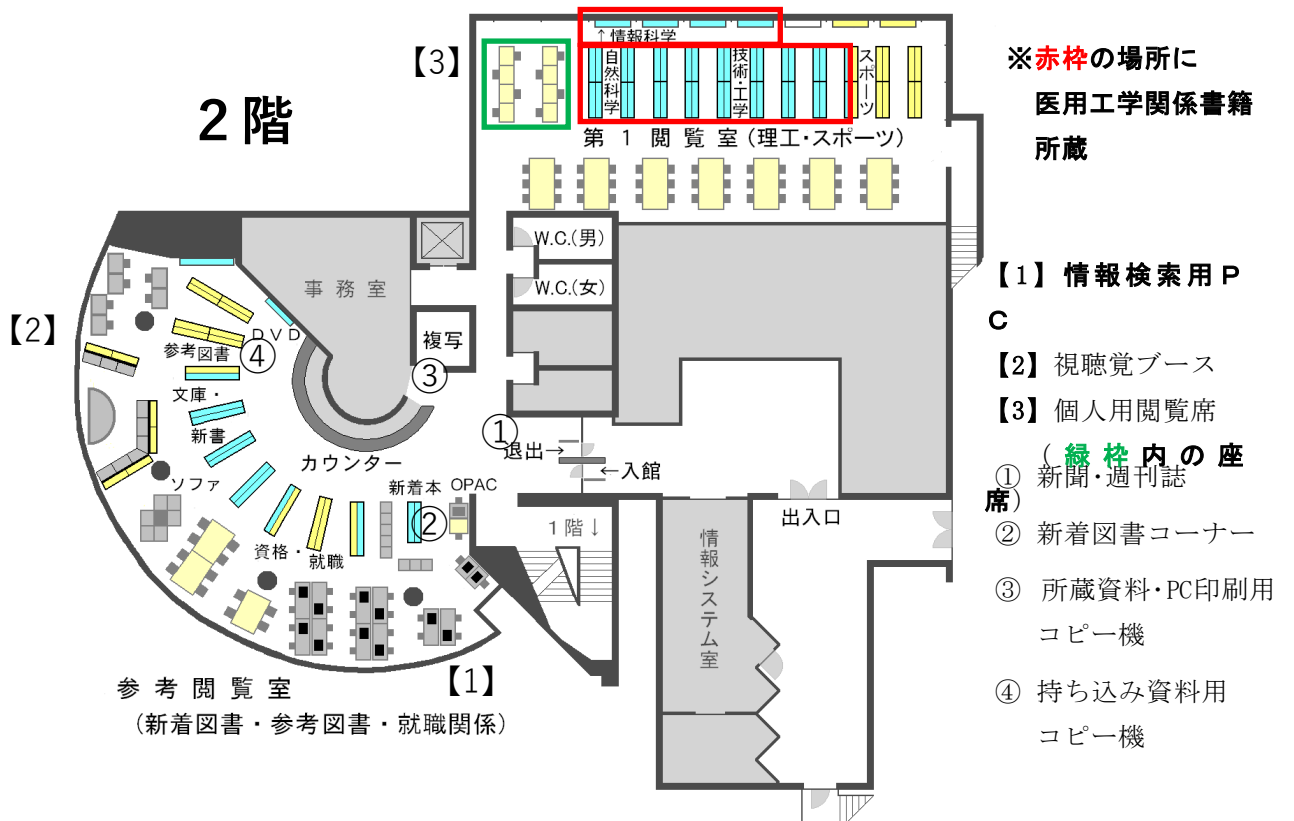
- (2) ログインID: 情報処理演習室のパソコンにログインするID、パスワードと同じです。

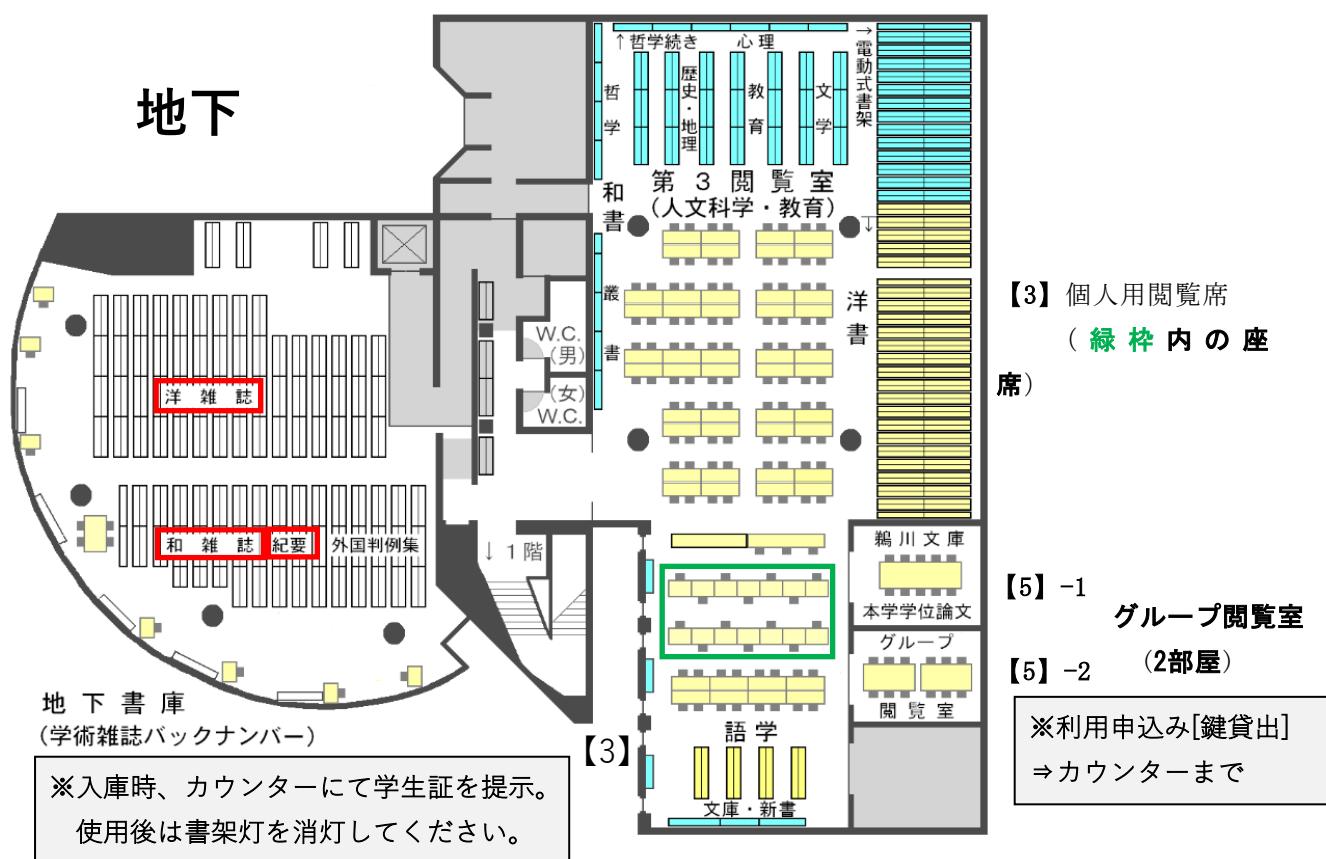
■図書館利用にあたってのマナー

図書館は書物を通じて自分自身と向き合う場所です。他の利用者への配慮を忘れず、協力して快適な環境を創り出しましょう。

- (1) 館内では静粛にしてください(参考閲覧室、グループ閲覧室等は会話可)。
- (2) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください(館内での通話は禁止)。
- (3) 館内での食事・喫煙は厳禁です。水分補給(ペットボトル、水筒など密閉できる容器に限る)はOKです。
- (4) 長時間席を離れるときは、荷物を置いたままにしないでください。また、貴重品は必ず携行してください。紛失、盗難について、図書館は一切責任を負いません。
- (5) ソファや床に寝転ぶのはやめてください。
- (6) 図書館内の図書、備品・設備は大切に扱ってください。
- (7) 省エネルギー、節電にご協力ください。

■館内マップ、閲覧用設備の利用について





施設名称	場 所	備 考
【1】 情報検索用PC	2階 (13台)	参考閲覧室にPC13台を設置しています。各種データベース、電子ジャーナル等を閲覧できます。印刷も可(1枚10円)。 参考閲覧室では友達と相談しながら学習できます。
【2】 視聴覚ブース	2階 (9台)	スポーツ、日本文化等のドキュメンタリーを中心としたDVD約1000タイトルを所蔵。個人ブースにて視聴できます。一部は館外貸出も可。
【3】 個人用閲覧席	各 階 (87 席)	各階に学習に集中できる個人用閲覧席を用意しています。ノートパソコンを使用する場合は、 ポータブル電源 をお貸しします。
【4】 研究個室	1 階 (4 部屋)	電源コンセントあり。 <u>3時間まで利用可(延長可)</u> ※食事及び喫煙は禁止です。閉館後に私物を置いたままにすることはできません。
【5】 グループ閲覧室	B1 階 (2 部屋)	グループ学習のために複数人で利用できます。ホワイトボード、プロジェクタ、簡易スクリーンを備えています。 3時間まで利用可(延長可) ※食事及び喫煙は禁止です。また、談笑の場ではありません。周囲の迷惑とならぬよう、話し声の大きさには十分注意してください。

【参考】データベースの利用について

図書館では、新聞記事データベース、法律・判例データベースをはじめ、以下のような利用価値の高いデータベースを導入しています。学内ネットワークに接続している端末から利用できます。一部を除き、学外からの利用はできません。なお、同時接続数の制限がある場合があります。

※利用終了時は必ず「ログアウト」をクリックしてください。

【論文検索・新聞記事データベースほか】

1. CiNii Research [<https://cir.nii.ac.jp/>] **【学外接続可】**

学術文献の総合データベースです。全国の大学図書館が所蔵する本の情報や、学協会誌・研究紀要など約2,200万件以上の論文情報の検索ができ、「日本の博士論文をさがす」等の横断検索もできます。各大学で電子公開されている研究紀要等へのリンクがあります(国立情報学研究所提供)。

2. J-DreamIII [<https://jdream3.com/university/ip-login.html>] **【学外可】**⇒ユニバ^o 参照

日本最大の科学技術文献データベースです。医学・薬学を含む科学技術のほぼ全分野にわたって国内外の文献情報を検索でき、論文ごとに概要(抄録)を作成し、索引を付与しています。外国文献にも日本語で標題や抄録等を作成しているため、日本語キーワードにより検索できるのも特色です(同時接続は2アクセスまで)。

3. 国会図書館デジタル化資料送信サービス [<https://dl.ndl.go.jp/>]

国立国会図書館がデジタル化した画像の閲覧ができるサービスです。絶版等の理由で入手が困難な図書・古典籍・雑誌・博士論文を閲覧できます。インターネットで公開されているのは一部のみで、大学図書館の専用端末からより多くのデジタル化文献を利用できます(専用端末による操作は図書館員が行います)。

4. 朝日新聞クロスサーチ [<https://xsearch.asahi.com/>] **【学外接続可】**⇒ユニバ^o 参照

新聞記事データベースです。1879(明治12)から今日までの朝日新聞記事を検索できます。各地域面も網羅、朝刊は午前9時頃収録(東京本社版)されます。AERA(1988～)、週刊朝日(2000～)、知恵蔵も収録しています(同時接続は2アクセスのみ)。

＊新聞記事検索データベースは、ほかに、1986(昭和61)から今日までの読売新聞記事を検索できる「ヨミダス歴史館(平成以降)」もあります。

【法律データベース】

1. 判例秘書INTERNET [<https://www.legal-info.com/>]

判例検索及び主要法律雑誌を検索(閲覧)できる法律文献データベースです。『判例タイムズ』、『金融・商事判例』、『金融法務事情』、『銀行法務』、『ジュリスト』、『判例百選』、『法学教室』、『労働判例』、『邦文法律雑誌記事索引』、『六法全書』、『最高裁判所判例解説』INTERNETの閲覧ができます(LIC提供)。

＊利用後は必ずログアウトしてください(同時接続2アクセス)。

2. LEX/DBインターネット [<https://lex.lawlibrary.jp/lexbin/ACLogin.aspx>]

明治8年の大審院判例から今日までに公表された判例や行政機関などの審決・採決を検索できる判例データベースです。民事法、民事特別法、公法、社会経済法、刑事法のすべての法律分野を収録しています(TKC提供)。

3. Super法令Web [<https://ls.lawlibrary.jp/LS/Loginform.aspx?G=1>]

法務省編纂の法規集『現行日本法規』に基づいた法令データベースです。平成 14 年以降の全法令の改正履歴を収録し、新旧対照表の閲覧ができます(ぎょうせい提供)。

4. 法律文献総合INDEX [<https://www.horitsujiho.jp/hobsgateway/GatewayAuth.aspx?method=03>]

法律文献・判例評釈情報を収録した書誌データベースです。『法律時報』(月刊)に掲載された文献情報、判例評釈情報とTKCが独自に収集した法律関係の書籍、雑誌、報告書、新聞等に掲載された文献情報を網羅的に収録しています(日本評論社提供)。

5. Lexis+ **【学外接続可】**⇒図書館にて学外接続できるID発行(詳細は図書館受付まで)

[<https://signin.lexisnexis.com/lnaccess/app/signin?back=https://advance.lexis.com:443/&aci=1a>]

英米法のデータベースです。米国連邦・州の法令、規則、判例に加え、主要な地域の法令、判例などを収録しています。主要英字新聞も検索できます(LexisNexis 提供)。

6. JURIS online [<http://n-online.jp/juris-new/toin/>]

ドイツ法のデータベースです。ドイツとEUの現行及び過去の法律、政令、命令、行政規則や、各種裁判所裁判例(全文)と審級関係、雑誌論文要旨リンク、文献目次リンク等を幅広く検索できます(N-Online 取扱)。

【桐蔭学園電子図書館】

1. KinoDen [<https://kinoden.kinokuniya.co.jp/toinlib/>] **【学外可】**⇒図書館HP参照

KinoDen(キノデン)は、紀伊國屋書店が提供する学術書を中心とした電子書籍サービスです。大学生向け 教養書を中心に本学が購入した約535タイトルを閲覧できます(随時追加)。また、未購入のタイトルについても50 頁まで試し読みができます。

2. LibrariE [<https://web.d-library.jp/toinlib/>] **【学外可】**⇒図書館HP参照

LibrariE(ライブラリエ)は、桐蔭学園全体で利用できる電子図書館サービスです。一般書・英語多読テキストなど約890タイトルを利用できます。インターネット接続中の端末であれば、いつでもどこからでも電子書籍の貸出・閲覧・返却・予約ができます。

■図書館をもっと活用するために

利用したい文献が図書館にないとき	利用を希望する図書が大学図書館にない場合、学園内の中高図書室から取寄せできます。また、他大学図書館等への利用紹介状を発行できます。市内・県内の大学図書館には利用紹介状不要の図書館もあります。詳細はカウンターまで。
図書館に本を入れてほしいとき	学生用図書の購入希望を受付けています。カウンター備付けの購入申込書やオンラインサービス(個人認証機能)により購入依頼ができます。
グループ討議	グループ閲覧室(B1階・2室、8人まで)を利用できます。カウンターにて利用申込み(3時間まで/授業利用優先)
休憩したいとき	図書館エントランスに休憩コーナー(大型ソファ7脚)があります。飲み物はOK、食べ物は入口下の1階自販機前にて。
授業に役立つ本	各学部シラバス(授業計画書)に掲載されている参考文献を幅広く収集しています。
何か面白い本は?	毎月100冊前後の学生向け選定図書を受入れ、2階カウンター前に展示しています(新着図書コーナー)。
ニュースを知る	朝日新聞、日本経済新聞、神奈川新聞など主要日刊新聞10紙を購読しています。スポーツ新聞もあります。
電子書籍を読む	電子書籍3種を無料で読めます。LibrariE(一般書・英語多読図書など890冊)、KinoDen(学術書教養書535冊)、eBook Library(臨床検査、スポーツ科学系の動画50種)⇒詳細は、図書館HP「電子図書館」へ
充電したいとき	スマホ、タブレット、ノートPC等の充電ができるポータブル電源(Jackery400、5台)をカウンターにて貸出しています。
インターネットを利用したいとき	大学校舎と同じように、TUY2020から、ユーザー名： 学籍番号 、パスワード： 大学のGmailログインパスワード で、図書館内どこからでもwi-fi接続できます。
各種の利用相談	他大学の図書館を利用したいとき、県内の図書館から本を取り寄せたいときなど、資料や図書館に関することは遠慮なくご相談ください(2階カウンターまで)。

Ⅱ 大学院履修要項

1 開講科目担当教員表

(1) 修士課程

研究分野	授業科目	担当教員	単位数		標準履修年次			
			必修	選択	1年次		2年次	
					前	後	前	後
分野共通	技術英語特論Ⅰ	吉田 薫		2	2			
	技術英語特論Ⅱ	池上 和志		2		2		
	英語プレゼンテーションⅠ	開講せず		2	2			
	英語プレゼンテーションⅡ	開講せず		2		2		
	医用統計学特論	山内 忍		2	2			
	医用物理学特論	佐野 元昭		2		2		
	基礎情報処理特論	杉本 恒美		2	2			
	信号処理特論	杉本 恒美		2		2		
	医療経営特論	開講せず		2		2		
	医用工学フロンティア特論A	開講せず		2	2			
	医用工学フロンティア特論B	開講せず		2		2		
	医用工学基礎講究A	太田 英輔		2		2		
	医用工学基礎講究B	小寺 洋		2		2		
	医用工学基礎講究C	開講せず		2		2		
	チーム医療特論Ⅰ	開講せず		2	2			
	チーム医療特論Ⅱ	開講せず		2		2		
医用工学	医用電子機器特論	開講せず		2		2		
	医用材料力学特論	石河 睦生		2	2			
	医療知識情報処理特論	柴山 直之		2		2		
	音響計測特論	杉本 恒美		2		2		
	医療データ解析特論	南 順子		2		2		
	解剖生理学特論	大沼 健太郎		2		2		
	臨床医学特論	清水 智美		2	2			
	生体機能代行装置学特論	佐藤 敏夫		2		2		
	生体計測装置学特論	佐藤 敏夫		2	2			
	医用治療機器工学特論	徳岡 由一		2	2			
	医用機器安全管理特論	徳岡 由一		2		2		
	薬剤学特論	澤口 能一		2	2			
	医用超音波工学特論	澤口 能一		2		2		
遺伝子工学	遺伝子工学特論	蓮沼 裕也		2		2		
	バイオインフォマティクスⅠ	吉田 薫		2	2			
	バイオインフォマティクスⅡ	吉田 薫		2		2		
	細胞医学特論	開講せず		2	2			
	病理学特論	大辻 希樹		2	2			
	薬理学特論	奥井 理予		2	2			
	生物化学特論	開講せず		2		2		
	臨床免疫学特論	大辻 希樹		2		2		
	分子生物学特論	小寺 洋		2				2
	発生工学特論	吉田 薫		2		2		
生体機能分子工学	機能分子工学特論Ⅰ	太田 英輔		2	2			
	機能分子工学特論Ⅱ	太田 英輔		2		2		
	生物物理化学特論	佐野 元昭		2	2			
	生物量子化学特論	池上 和志		2	2			
	生体電気化学特論	宮坂 力		2		2		
	バイオエレクトロニクス特論	池上 和志		2		2		
	生体分子機械特論	森下 武志		2	2			
研究分野	授業科目	担当教員	単位数		標準履修年次			
			必修	選択	1年次		2年次	
					前	後	前	後
実験 演習 特別研究	特別実験Ⅰ	各担当教員	1		1			
	特別実験Ⅱ	各担当教員	1			1		
	特別演習Ⅰ	各担当教員	1		1			
	特別演習Ⅱ	各担当教員	1			1		
	特別演習Ⅲ	各担当教員	1				1	
	特別演習Ⅳ	各担当教員	1					1
	特別研究Ⅰ	各担当教員	4				4	
	特別研究Ⅱ	各担当教員	4					4

(2) 博士後期課程

研究分野	担当教員	研究指導科目	単位数	標準履修年次		
			必修	1年次	2年次	3年次
医用工学	佐藤 敏夫 徳岡 由一 南 順子 清水 智美 山内 忍 澤口 能一 大沼 健太郎	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	6	2	2	2
			6	2	2	2
遺伝子工学	小寺 洋 吉田 薫 大辻 希樹 蓮沼 裕也	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	6	2	2	2
			6	2	2	2
生体機能分子工学	宮坂 力 池上 和志 太田 英輔	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	6	2	2	2
			6	2	2	2
電子情報工学	杉本 恒美 佐野 元昭	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	6	2	2	2
			6	2	2	2
ロボット工学	森下 武志	特別演習（博士後期課程） 特別研究（博士論文）	6	2	2	2
			6	2	2	2

注： いずれかの研究分野を選択し、特別演習および特別研究を履修すること。

2 履修案内

1. 履修申告について

授業を受けるためには、定められた期間内に桐蔭ユニバーサルパスポート（桐蔭ユニパ）から履修手続きをしなければなりません。履修申告されていない授業科目は、たとえ授業に出席しても、試験を受けることはできず、単位も認定されません。但し、履修申告は指導教員の許可を得てから確定させてください。

病気その他やむを得ない事情により、定められた期間内に手続きができない場合は、手続期限前に学務係に連絡して下さい。事前の連絡がなく履修期限が過ぎた場合は、一切受け取りません。

2. 分野別共通科目の履修について

いずれの専門分野においても、英語の論文を読解し、英語で研究発表する能力が要求されます。すでに十分な語学力を達成している場合を除き、「技術英語特論」「英語プレゼンテーション」を履修し、TOEIC等の客観的評価基準に耐える語学力の達成に努力してください。

3. 成績評価について

①修士課程：S、A、B、C、Dによる評価

・履修登録した授業科目の成績は、シラバス記載の各担当教員による成績評価の方法と基準によって以下の点数区分に従い成績評価がなされ、合格か不合格かが認定されます。

成績の採点は、100点満点で行われ、60点以上を合格とし、その授業科目の単位が与えられます。

- S：90点以上100点
- A：80点以上90点未満
- B：70点以上80点未満
- C：60点以上70点未満
- D：60点未満（不合格）

・成績表は上記評価により、学期ごとに次の学期始めに本人に配付されます。

②博士後期課程：可否による評価

・履修登録した授業科目の成績は、シラバス記載の各担当教員による成績評価の方法と基準によって合格か不合格かが認定されます。

- G：合格
- H：不合格

・成績表は上記評価により、学期ごとに次の学期始めに本人に配付されます。

4. 休講、授業連絡、事務連絡等について

休講、補講、集中講義、あるいは試験日程など授業に関連した一般的な連絡、または、特定の学生に対する呼出し・連絡などは、桐蔭ユニパまたは掲示板を通じて行われます。掲示内容に疑問があれば、ただちに学務係の窓口もしくは担当教員に連絡をしてください。

＊本学のホームページでも休講・補講情報が閲覧できます。

パソコン <https://unipa.toin.ac.jp/uprx/>

呼出しや授業連絡、学位論文などについては掲示板でしか知ることのできない内容も多いので、必ず掲示板を見るようにしてください。

◎ 工学研究科掲示板は、Ⅵ号館1階およびⅠ号館3階に設置しています。

●Memo

